

## 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 名誉会員規則

### (名称)

- 第1条 本法人の名誉会員を「一般社団法人プロジェクトマネジメント学会名誉会員」と呼び、略称には「SPMフェロー」を用いる。
- 2 英語による表記は“Honorary Fellow of the Society of Project Management”とし、略称には“SPM Fellow”を用いる。

### (名誉会員の身分)

- 第2条 第1条に定める名誉会員の身分は正会員とする。

### (名誉会員の条件)

- 第3条 第1条に定める本法人の名誉会員は以下の全ての条件を満たす者とする。
- (1) 着任時の年齢が満70歳以上である者
- (2) 着任時まで継続して30年以上の正会員歴がある者
- 2 本法人への特段の功績等により、本条第1項の定めによらず本法人の理事会の総意で推薦する者。

### (第3条第1項2号の例外)

- 第4条 第3条第1項2号に定める会員の経歴には、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会定款(以下、定款)第6条第2項に定める任意団体たるプロジェクトマネジメント学会における会員の経歴を含める。
- 2 第3条第1項3号の定めに対し、正会員歴に以下の特別加算を行なう。
- (1) 本法人の代表理事であった者は、その経歴年数の三倍
- (2) 本法人の理事または監事であった者は、その経歴年数の二倍
- (3) 本法人の幹事、支部長、顧問、常任顧問であった者は、その経歴年数の一倍
- (4) 本法人の特任幹事、代議員、その他理事会で認める役職者は、その経歴年数の二分の一

### (発議と承認)

- 第5条 名誉会員にしようする者は、会長が発議し、理事会の審議を経て、社員総会の議事に付す。
- 2 社員総会は、定款第15条第1項9号の定めにより、当該正会員を名誉会員とすることの可否と定款第15条第1項1号の定めによる会費の免除を審議する。

### (名誉会員の権利)

- 第6条 名誉会員になる者には、この個人を顕彰するための名誉会員証と記念品を贈る。
- 2 名誉会員は、本法人の会費を免除し、また、その他の行事等における支払の一切を免除する。但し、当該行事等の参加に必要な旅費についてはこの限りではない。

### (名誉会員の任期)

- 第7条 名誉会員の任期は終身とする。
- 2 名誉会員は定款第10条及び第11条により除名され、資格を喪失する。
- 3 名誉会員たる正会員が、本法人の理事、監事又は理事会出席の権利を有するその他の役職者となる場合には、その任期中の全てにおいて名誉会員の呼称の使用及び権利を停止する。

### (所管委員会)

- 第8条 名誉会員に関する事務取扱を総務委員会が行う。

### 附則

- 平成25年2月22日 総務委員長 加藤和彦 制定
- 平成28年9月12日 総務委員長 谷田貝敦男 改定
- 平成30年1月15日 総務委員長 初田賢司 改定